

川監委発第214号

令和4年3月28日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 桐野忠様
川越市教育委員会
教育長 新保正俊様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 矢部節
同 三上喜久蔵

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

教育総務部

教育総務課、教育財務課、地域教育支援課、文化財保護課、中央公民館、
中央図書館、博物館

学校教育部

学校管理課、教育指導課、学校給食課、市立川越高等学校、教育センター

第3 監査の期間

令和3年11月8日から令和4年3月28日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和3年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行

4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行

6 備品管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報管理について

着眼点 ①管理状況

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【教育総務部】

教育財務課の収入事務について、行政財産使用許可書に不服申し立てすることができる期間等の教示がされていなかった。

今後は財産規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

中央図書館の現金の管理について、現金出納簿に収入と支出の一部記入もれがあった。また、調定書と納付書の日付不一致のものが複数あった。

今後は会計規則及び公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう要望する。

中央公民館の旅費の支出事務について、前回と同様に旅行命令書に記載のないものがあった。

今後は旅費の運用の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

【学校教育部】

学校給食課の収入事務について、行政財産使用許可書に係る不服申し立てすることができる期間等教示内容が変更になっていたにもかかわらず、前回と同様に旧様式を使用していた。

今後は財産規則等にのっとり、適正な事務処理を行うよう要望する。

教育指導課の現金の管理について、日本スポーツ振興センター災害共済給付保護者負担金の現金出納簿を備えていなかった。

今後は会計規則及び公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう要望する。